

令和3年度 事業計画(案)

社会福祉法人名古屋市西区社会福祉協議会

地域福祉活動をめぐる社会の動き

日本では超高齢化が進行し、少子化・多死化により人口が減少しつつあります。同時に、地域・家庭・職場という生活領域における支え合いの基盤も弱まってきていると言われていています。

その中で高齢者のみの世帯や高齢者の単身世帯だけではなく、地域から孤立し、必要な社会的資源をうまく活用できない方は少なくありません。また活用できる社会資源が見つからないこともあります。

また、昨今、社会問題として顕在化してきている「8050問題」に代表されるように、福祉課題は“多様化・複雑化”してきています。

地域の中でつながりをつくることで、誰もが役割を持ち、お互いが配慮し存在を認め合い、必要に応じて支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会としていくことが求められています。

「地域共生社会」とは、このような社会構造や暮らしの変化に対し、制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すというものです。

また、国は「8050問題」に代表される「複合化した課題を抱える個人や世帯に対する支援や「制度の狭間」の問題など既存の制度による解決が困難な課題を解決するために、地域住民による支え合いと公的支援が連動した包括的な支援体制の構築を目指し社会福祉法の改正を行い、社会福祉協議会にも積極的な取り組みが求められています。

行政、区内福祉関係機関との連携の強化や、地域のつながりを強め、相互に支えあうことのできる地域づくりなど、誰かが誰かのために何かができる仕組みをつくる取り組みが求められています。

社会福祉協議会もその一翼を担ってまいります。

令和3年度については、新型コロナウイルス感染症拡大により社会情勢が大きく変化していることを踏まえ、オンラインの活用等コロナ禍の状況に合わせた形での事業運営を進めてまいります。

基本方針

- 1 第4次西区地域福祉活動計画に取り組みます
- 2 地域福祉推進協議活動とふれあい給食サービス事業を引き続き支援します
- 3 「地域支えあい事業」実施学区への継続支援と新規学区の拡充に取り組みます
- 4 区民の皆さまが地域福祉活動に参加できるよう働きかけます
- 5 関係機関・団体と協働して課題の解決に取り組みます
地域包括ケアの推進に取り組めます
- 6 世代や立場を超えた相互理解を促進し、つながりづくりに取り組みます
多くの方が支えられる側支える側を超えて理解し合える場をつくります
- 7 指定管理者として西児童館、天神山福祉会館を運営します

令和3年度事業計画

- ★ 今年度新たに取り組むこと
() 実施時期や回数
[] 財源 を記載してあります。

I. 社会福祉協議会の運営

1. 理事会・評議員会の開催

- | | |
|------|-------------|
| 理事会 | (6月、11月、3月) |
| 評議員会 | (6月、11月、3月) |

2. 会員・賛助会員加入の促進

地域福祉活動の推進のために区民の皆さまからご協力をいただきながら、会員・賛助会員の加入促進や福祉基金への寄附等による独自財源の確保に取り組めます。

II. 在宅サービスセンターの運営

地域における福祉活動と在宅福祉サービスの拠点である「在宅サービスセンター」が区民の皆さまにとって利用しやすい施設となるよう適切な運営を行います。

Ⅲ. 地域福祉活動の推進

1. 第4次西区地域福祉活動計画の推進

[賛助会費]

「第4次西区地域福祉活動計画（令和元年度～令和5年度）」に取り組みます。

●計画の目標

- 1 住民主体の福祉のまちづくりを進めます
- 2 地域で暮らすさまざまな人々の人間性を尊重し、自己の実現を支えます
- 3 ノーマライゼーションのまち西区の実現を目指します

●3つのテーマに基づき地域福祉活動計画の事業を進めていきます

1 地域支えあい活動のより一層の推進 (Aチーム)

- ①西区社協のホームページの改修 ★ (10ページ記載)
 - ・動画、SNS（ソーシャルネットワークサービス）を活用した情報発信、交流の促進
- ②地域共生社会について学ぶ研修会の開催 ★ (5ページ記載)
- ③地域デビューきっかけ講座 ★ (6ページ記載)
- ④「複合的福祉課題支援協議会」、「地域ケア会議」への参画 (5ページ記載)

2 あらゆる組織の福祉的ネットワークの推進 (Bチーム)

- ①社会福祉施設等が実施する地域共生社会づくり事業への助成 ★
(9ページ記載)
- ②ポッチャ交流会の実施 ★ (5ページ記載)
- ③自主防災訓練への福祉的視点の提案 ★ (7ページ記載)
- ④防災に関する動画の発信 ★ (7ページ記載)

3 地域福祉活動へ参加する人材の育成 (Cチーム)

- ①福祉教育プログラムの作成、学校等への周知 ★ (6ページ記載)
- ②スマイルサポーターの活動を支援 (6ページ記載)
- ③福祉施設を利用されている方等の作品展の開催 ★ (6ページ記載)
- ④学生（専門学校等）の福祉活動への参加を促進 (6ページ記載)

●地域福祉活動計画の推進体制

推進チームにより事業を実施し、「地域福祉活動計画推進委員会」で実施状況を把握します。

2. 地域福祉活動の推進

(1) 地域福祉推進協議会事業の支援

(通年・継続)

①地域福祉推進協議会の活動支援 [名古屋市地域福祉基金、賛助会費]

- ・学区ごとの地域福祉活動の取り組みを支援します。
- ・学区担当を設け実施します。

②「ふれあいネットワーク活動」の推進

- ・支えが必要な人をご近所で見守る活動を推進します。
- ・未実施の学区に対し、働きかけを行います。

③「ふれあい・いきいきサロン」の設置運営支援 【後述】

④「ふれあいネットワーク活動」と「ふれあい・いきいきサロン」の二つの事業を併せて行う場合に活動費を助成します

- ・活性化メニュー事業助成 [共同募金配分金、賛助会費]
 - ・つながり応援事業助成 [名古屋市地域福祉基金]
- ※共同募金配分金と名古屋市地域福祉基金の双方から助成します。

⑤「地域支えあい事業」の推進 (7学区の継続支援、新規1学区)
[市補助金]

- ・地域住民が抱えているちょっとした生活の困りごとを住民相互で助けあうための仕組みづくりを推進します。
- ・住民相談窓口の設置と地域住民によるコーディネーターの配置、ボランティアの養成を行います。
- ・実施学区への継続支援を行います。
(城西、榎、山田、浮野、比良西、児玉、上名古屋)
- ・新規に取り組んでいただくための働きかけを行います。
- ・「地域支えあい事業情報交換会」を開催します。 (12月)

⑥ ふれあい給食サービス事業への支援
[名古屋市地域福祉基金、共同募金配分金]

- ・ひとり暮らし高齢者等とボランティアが食事を共にし孤独感の緩和や安否確認を行う給食サービス事業の活動を支援します。

(2)「高齢者サロンの整備等生活支援推進事業」の実施
[名古屋市地域福祉基金、市補助金]

- ・開設助成を始めとした新規開設への働きかけ。
- ・サロン運営助成を始めとした既設サロンへの支援。
- ・サロンの担い手の育成や生活支援のネットワークづくりを推進します。
- ・「も～やっこサロン de サロン」(サロン担い手のためのサロン)の開催
サロン同士の情報の共有・連携の強化を図ります。
(6月、9月、12月、2月)
- ・「サロン備品貸出事業」を行いサロンが継続して運営できるよう支援を行います。

(3)子育てサロン交流会の開催 (2回) [市補助金]

- ・運営者の悩みを共有し、今後の発展に生かします。
- ・サロン参加者の声を聴き、子育て世代の抱える悩みなどを把握します。

(4)子ども食堂等の開設、運営支援 [名古屋市地域福祉基金]

子どもの孤食を防止し、子どもが安心して食事ができる機会を提供する「子ども食堂」の開設や運営の支援を行います。子どもの健やかな育ちを支える環境づくりを推進します。

3. 西区内の郵便局・警察署・西区役所と連携し、高齢者の見守り支援事業と認知症高齢者へのサポート事業を実施

区役所、郵便局、警察署、社会福祉協議会により「西区安心・安全で快適なまちづくりに関する協定書」(令和2年12月締結)に基づき取り組みます。

高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう支援します。地域における孤立の防止と認知症高齢者等の困りごとに対応します。

4. 様々な福祉課題を抱えた世帯への支援

複合的な福祉課題を抱えた世帯に対する支援を相談機関の連携と役割分担により、問題の解決に取り組みます。

「複合的福祉課題支援協議会」への参画、いきいき支援センター主催の「地域ケア会議」への積極的な参加等通じ、行政、福祉関係団体、地域住民との連携を強化します。

5. 地域共生社会について学ぶ研修会の開催 ★

地域共生社会※(「複合的福祉課題」への取り組み含む)について区民に広く知っていただくことを目的に研修会を開催します。(地域包括ケア推進会議と共同開催)

6. 世代や立場を超えた相互理解を促進し、人や組織のつながりづくりに取り組みます [共同募金配分金]

- ・「西区ボッチャ交流会」の開催 ※いきいき支援センターと共催 (6月) ★
- ・ボッチャを通じて、子どもも、大人も、障害のある人もない人も、世代や立場を超えて地域での顔の見える関係が広がることを目的に実施。

7. ボランティア活動の促進

- (1) ボランティアセンターの運営 [市補助金]
ボランティア相談、派遣調整を行います。

- (2) ボランティア活動の活性化 [市補助金]
① ボランティアルームの運営や、研修室等の貸し出し
集まれる場を提供します。

- ② ボランティア活動に関する相談・支援
ボランティア活動をしたい、ボランティアに来てほしい、ボランティア活動での困りごとなどボランティア活動に関する相談を行います。

- ③ 「西区ボランティア連絡協議会」の育成、支援 (運営委員会 奇数月) [賛助会費]
ボランティアどうしのつながりを応援します。

- ④ 「西区ボランティアまつり」の開催 (3月) [賛助会費]
・西区ボランティア連絡協議会と共催
・ボランティア同士の交流

⑤「ボランティア連絡協議会の団体紹介パネル展示」 (1月)
区民の皆さまにボランティア活動への理解の促進を図ります。

⑥学生(専門学校等)の福祉活動への参加を促進 ★
区内専門学校等学生を対象に、身近なところで福祉や人権について考える機会をつくります。

⑦「地域デビュー」きっかけ講座の開催 ★
高齢者の方等が地域での活動に取組めるよう、きっかけづくりを行います。
講座終了後に地域活動につながるよう働きかけます。
※いきいき支援センターと共同開催

⑧ボランティア・NPO 応援助成の実施 (7月) [共同募金配分金]
区内のボランティア団体やNPO 法人などの活動に対する助成を公開プレゼンテーションにより決定します。

(3) 福祉教育の推進

①「福祉体験学習」の支援
学校等からの依頼による車いす体験、高齢者疑似体験などにインストラクターやボランティアを派遣します。学習を通じて様々な人と出会う機会を作ります。

②「福祉施設を利用される方等の作品展」の開催 ★ (12月) [賛助会費]
区内の福祉施設等の利用者の方の作品を展示し、施設の活動を紹介します。
また、作品の作成を通じて利用者の方の生きがいがいづくりにもつなげます。
人権意識の啓発や福祉の心の醸成を図ります。

③福祉教育プログラムを作成し学校等への周知 ★
幅広い層の皆様に福祉教育を学んでいただくために、世代や目的別のプログラムを作成します。学校等へ周知し、プログラムを実施し、助け合いの心の醸成を進めます。
※プログラム推進に際しては、スマイルサポーター養成講座受講生にもご協力いただきます。

④サマーボランティアスクールの開催 (7月～8月) [共同募金配分金]
区内に在住、在学の中・高校生を対象に、福祉施設の協力を得て福祉の現場でボランティア活動を体験していただきます。
福祉の心の醸成を図ります。

(4) 災害ボランティアセンターの運営、防災ボランティア活動の推進

①区災害ボランティアセンターの設置運営訓練 (2月)
名古屋市と締結している「災害時における一般ボランティア受け入れ活動に関する協定」に基づき、災害時に開設される区災害ボランティアセンターの設置運営訓練をボランティア、区役所、社会福祉協議会の3者で開催します。

②「なごやにし防災ボランティアの会」の活動支援

「なごやにし防災ボランティアの会」(19年度に設立)の活動支援を行います。

③西区総合防災訓練(9月)、総合水防訓練(5月)に参加します。

④自主防災訓練に参加します。

学区のご協力をいただきながら訓練への参加を通じ防災ボランティア活動の啓発に取り組みます。

また、住民同士の助け合いの心の醸成を目的に、プログラムに福祉的な要素を盛り込むなどの提案を行います。

⑤災害ボランティアと連携し、防災に関する動画の発信 ★

防災に関する動画を作成し、地域住民の防災意識の啓発を進めます。

(5) ボランティア保険加入促進

ボランティア活動保険、行事用保険の加入促進を図ります。また保険の受付業務を行います。

6. 児童福祉事業

(1) 西児童館 (10ページ記載)

[市指定管理料]

指定管理者として児童館を運営します。

指定管理期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日

(2) 子育て支援

各種団体、機関と連携して子育て支援事業に取り組みます。

①子育て支援会議

(毎月) [賛助会費]

区役所、保健センター、児童館等子育て支援機関と連携協力して、地域でできる子育て支援についての検討・協議を引き続き行います。

②子育てサロン “もこもこ”

保健センター、区役所、子育て支援センター等とともに運営します。

毎週月曜日午前中 山田支所講堂

毎週水曜日午前中 枇杷島スポーツセンター

毎週金曜日午前中 西児童館

(3) 学習支援事業

(年3回)

学習支援事業所間の情報共有と相互理解のために交流会を開催します。

(4) 子ども会育成 団体が行う事業を支援します。[賛助会費、共同募金配分金]

子ども会ジュニアリーダー養成講座開催助成

学区子ども会連合会事業助成

学区子ども会安全委員研修会開催助成

区子ども会総会・安全総会開催助成

区子ども会指導者研修会開催助成
区子ども会ソフトボール大会助成
区子ども会綱引き大会助成
区子ども会夏季事業助成

(5) 保育園支援 団体が行う事業を支援します。 [賛助会費、共同募金配分金]

民間保育園連合会科学館見学事業助成
民間保育園連合会巡回人形劇の上演助成
民間保育園連合会研修助成
保育士研修会助成
民間保育園設備整備助成
卒園記念品の贈呈
区子育て広場助成
区子育て相談事業助成

(6) 留守家庭児童育成支援他 団体が行う事業を支援します。

[共同募金配分金]

留守家庭児童健全育成会図書券購入助成
留守家庭児童健全育成会スポーツ大会・球技大会開催助成
児童遊園地整備助成

7. 高齢者福祉事業

(1) 天神山福祉会館 (11ページ)

[市指定管理料]

指定管理者として福祉会館の運営を行います。

指定管理期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日

(2) 高齢者はつらつ長寿推進事業 (「ニコニコ西くらぶ」)

[市受託金]

(4～9月、10～3月、年2回募集)

健康増進活動やレクリエーション活動などを通して「介護予防・認知症予防」に取り組みます。

区内コミュニティセンター等 8ヶ所で継続して開催します。

受講後にも自主的な活動が継続できるよう支援します。

(3) 寝具クリーニングサービス事業

(受付12月、実施2月)

[賛助会費、共同募金配分金(歳末)]

ひとり暮らし高齢者等を対象に実施します。

(4) 高齢者福祉事業推進助成 団体等が行う事業を支援します。 [賛助会費]

- ・学区敬老行事助成
- ・高齢者慰問事業
- ・老人クラブ社会奉仕活動、ニュースポーツ活動支援

8. 障がい児・者福祉事業

(1) 障害者団体への助成 団体が行う事業を支援します。

[賛助会費、共同募金配分金、共同募金配分金(歳末)]

- ・区身体障害者福祉協会登山大会助成
- ・市身体障害者スポーツ大会選手派遣に関する助成
- ・区手をつなぐ育成会野外活動事業助成
- ・区手をつなぐ育成会レクリエーション
- ・区手をつなぐ育成会クリスマス会助成
- ・区肢体不自由児・者父母の会野外1泊研修助成
- ・円頓寺七夕まつり障害児・者招待事業への商店街商品券贈呈

(2) 西区自立支援連絡協議会への参加

関係機関のネットワークづくりに努めます。

(3) 社会福祉施設等が実施する地域共生社会づくり事業への助成 ★[共同募金]

障害関係施設等が実施する、地域共生社会を推進するための事業に対して助成します。

9. 低所得者世帯福祉事業

(1) 生活福祉資金貸付 (愛知県社協受託事務)

[県社協受託金]

「総合支援資金」、「福祉資金」、「教育支援資金」および「不動産担保型生活資金」において、低所得者等に対する効果的な支援を実施できるよう、相談・申請受理等、業務を行います。

(2) 被保護・低所得世帯等への支援

[共同募金配分金]

住所不定者等応急一時援護

10. 福祉風土づくり推進

(1) 健康づくり・世代間交流事業助成

[共同募金配分金、区社協自主財源]

- ・区ジョギング・ウォーキング大会助成
- ・区民おまつり広場助成
- ・地域ふれあい事業助成 (区内幼稚園・保育園)

(2) その他の福祉関係団体等が行う福祉事業等への支援

[共同募金配分金]

- ・区民生委員・児童委員大会助成
- ・区安心・安全で快適なまちづくり大会助成
- ・女性芸能まつり(女性会)助成
- ・区保護司会「社会を明るくする運動」啓発助成
- ・区少年補導委員会助成

(3) 車いす貸出事業

一時的、短期的に車いすが必要となった区民の方に対して、無料で車いすの貸出しを行います。

1 1. 区内福祉情報の収集と発信

福祉施策やボランティア、福祉団体が行う各種行事等、幅広い情報を提供します。地域福祉活動計画など区社協の情報をわかりやすく伝えます。

(1) 広報誌「ふくし西」の発行（6月、10月、2月） [賛助会費ほか]

(2) ホームページの改修、運営 ★ [共同募金、賛助会費]

ホームページを改修し、動画、SNS（ソーシャルネットワークサービス）を活用した情報発信を行います。またオンラインを活用し、ボランティアや福祉関係者との交流を促進します。

(3) 福祉ふれあい‘21の開催（10月） [賛助会費ほか]

区民おまつり広場との同時開催で、福祉関係団体・グループ・施設などの参加を得て行います。

出展団体の連携を促進し、ネットワークづくりのきっかけとなるよう参加団体同士の連帯意識の醸成を図ります。

IV. 児童館・福祉会館の運営

指定管理者として名古屋市西児童館・名古屋市天神山福祉会館の管理・運営を行います。

1. 西児童館

(1) 子ども育成活動の実施

・卓球、オセロ、ボッチャ、クッキングやお菓子作り、こどものまちづくり等、遊びを通して子どもたちの健やかな成長を図り、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に各種行事を実施します。また、造形、卓球、将棋等のクラブ活動も実施します。

・中高生が人や社会と関わり、自主的に活動できるよう支援することを目的に、気軽に立ち寄れる機会、スペースを提供する「中高生の居場所づくり事業」を実施します。

・地域子ども会等のボランティアの育成の場を提供します。

(2) 子育て支援活動の実施

・親子体操やリトミック等のクラブ活動を実施します。

・子育て世代を支援する取り組みとして、西区子育て支援会議の実施する「もっこ」や「子育て応援団体『mom's.』」の協力を得てのイベントや、保護者向け学習会、0歳児を持つ保護者の交流会等を実施します。また、屋内遊園の開放も行います。

(3) 留守家庭児童クラブの実施

・放課後留守家庭の児童を対象に、家庭的な雰囲気の中で健康で情操豊かに過ごせるよう留守家庭児童クラブを実施します。

(4) 地域住民等との交流

- ・伝承遊びや趣味活動等、世代を超えての交流を図ります。
- ・地域のボランティアやサークル等の協力のもと、児童館から距離的に離れていて、日常的に利用しづらい地域に出向いて移動児童館を実施します。
- ・西生涯学習センターまつり等では、クラブ作品の展示や児童館活動の紹介等を実施します。

(5) 中学生及び高校生世代への学習・相談支援事業の実施

「貧困の連鎖」が指摘されている状況下において、ひとり親家庭、生活保護家庭等の中学生に対して、大学生等の学習サポーターによる学習会を実施し、児童の学習及び進学意欲を増進し、学習習慣を身に付けさせる支援を行います。

高校生世代の子どもに対して、自主学習の場の提供による高校生活への定着支援や職業や進路、家庭環境や友人関係など様々な悩みに対する相談支援など、包括的な支援を行うことを目的とする、高校生世代への学習・相談事業を行います。

西区内の事業所同士で交流会を行い、共通の課題や協力体制について情報交換を行うと共に、関係機関との連携を強めます。

(6) 名古屋市西児童館サービス向上委員会の実施

利用者へのサービスの質の向上を図るため、サービス向上委員会を実施します。

2 天神山福祉会館

(1) 高齢者福祉増進事業の実施

趣味の講座や健康教室等を開催するとともに、レクリエーション活動や同好会活動を支援します。また、健康や生活に関する相談事業を行います。

囲碁将棋室、卓球室、談話室、浴室等を無料で提供します。

(2) 地域住民等との交流

福祉会館において定期的にサロンを開設し、参加者同士の親睦、交流を図るとともに、高齢者が気軽に過ごせる場を提供します。

趣味・特技を活かしたボランティアの受け入れを行い、福祉会館利用者でボランティア活動を希望する方には活動の場を紹介します。

さらに、天神山福祉会館への来館が困難な地域にも福祉会館事業を利用していただくため、山田地区会館においても出張講座を行います。

西生涯学習センターまつりや西区役所1階も〜やっこ広場では講座受講生・同好会員による発表会や作品展示を実施します。

(3) 認知症予防教室の開催

高齢者に対して、認知症予防に資する知識や脳賦活運動（コグニサイズ）の普及啓発を行うことで、健やかで活力ある高齢者の生活を支援します。

(4) 認知症予防普及・啓発リーダー養成講座の開催

認知症予防にかかる知識や技術を習得し、地域において普及・啓発を行うことができるリーダーを養成します。

(5) 「地域デビュー」きっかけ講座の開催 【再掲】

高齢者の方等が地域での活動に取り組めるよう、きっかけづくりを行います。講座終了後に地域活動につながるよう働きかけます。
※いきいき支援センターと共同開催

(6) 名古屋市天神山福祉会館サービス向上委員会の開催

利用者へのサービスの質の向上を図るため、サービス向上委員会を実施します。

V. 共同募金運動、歳末たすけあい募金運動への協力

名古屋市西区共同募金委員会（愛知県共同募金会名古屋市西区支会）の事務局として、共同募金運動の推進に協力します。

VI. 名古屋市社会福祉協議会事業への協力

1. 名古屋市西区南部いきいき支援センター事業 担当圏域（菊井・天神山・浄心・名塚中学校区）

高齢者が住み慣れた地域で生活ができるよう、心身の健康の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を行います。

関係機関と連携して地域包括ケアの推進に取り組みます。

(1) 介護予防事業

・介護予防に関する相談・啓発等

(2) 総合相談・権利擁護

・高齢者虐待、権利擁護、消費者被害、健康・福祉・介護に関する相談

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援

・区域内の介護支援専門員への相談・援助

(4) 介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業ケアマネジメントの実施

・介護保険制度や新しい総合事業に関する相談、手続き等
・要支援1・2・事業対象者の方の介護予防サービス計画作成

(5) 認知症高齢者等への支援

①認知症高齢者を介護している家族に対しての支援事業

・介護者教室やサロン ・医師による専門相談

②認知症に関する事例検討会、専門職向け研修会

③認知症サポーターの養成

④認知症サポーター養成講座修了者フォローアップ

⑤はいかい高齢者おかえり支援事業模擬訓練

⑥認知症当事者による相談窓口「おれんじドアも～やっこなごや」の運営

(6) 見守り支援員による孤立防止への取り組み

・孤立しがちな高齢者に対して、福祉・介護サービスの利用促進を図ります。

・民生委員、地域住民、民間事業者などと連携し見守りネットワークを整備するなど、一人ひとりの状況にあわせた支援を実施します。

・安否確認や孤独感の解消のため、ボランティアによる定期的な電話訪問「見守り電話事業（いきいきコール）」を実施します。

(7) 認知症初期集中支援チームでの対応

専門職員が認知症の専門医の専門的な意見（助言）をふまえて、本人や家族への初期の支援を集中的に行います。

(8) 認知症ケアパスの普及啓発・見直しの検討

認知症の進行度に応じた支援を行うために、社会資源（医療・介護サービス等）などの情報をまとめた「西区認知症ケアパス」の普及、及び啓発に努めます。認知症ケアパスの内容の改定を行います

(9) 「居宅介護支援事業者連絡会」ケアマネへの支援を行います。

2. 西区介護保険事業所事業

適正な運営を行い、サービスの質の向上を図ります。

(1) 居宅介護支援事業

- ・公正中立な立場を保ちお客様本位のケアプランの作成、アセスメント、モニタリングを行います。
- ・介護保険に関する相談に応じ、必要に応じていきいき支援センター・民生委員・医療機関などと連携します。

(2) なごやかヘルプ事業

- ・お客様がご自宅で自立した日常生活を送れるようサービスを提供します。
- ・よりよいサービス提供のため、なごやかスタッフ研修会を開催し、ヘルパーのスキルアップを図ります。

事業内容

- ①介護保険制度 訪問介護事業
- ②介護保険制度 介護予防・生活支援サービス事業
 - 予防専門型訪問サービス
 - 生活支援型訪問サービス
- ③障害者総合支援法
 - 居宅介護
 - 同行援護
- ④名古屋市ひとり親家庭等生活支援事業
- ⑤名古屋市産前・産後ヘルプ事業
- ⑥名古屋市養育支援ヘルパー事業
- ⑦名古屋市犯罪被害者等日常生活支援
- ⑧生活応援サービス（自由契約）

名古屋市社会福祉協議会の独自のサービスとして、介護保険や障害福祉サービス等で利用できない部分のサービスを提供します。